

導入促進基本計画

改正：令和元年 12 月 2 日

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、31,920 人（平成 27 年国勢調査による）で、平成 22 年の同調査時と比較すると 2,985 人減少している。年齢 3 区分別人口をみると、「幼年人口」、「生産年齢人口」は減少傾向が続いている一方、「高齢人口」は増加傾向が続いている。総人口が減少し続けたことの大きな要因として、若い世代を中心とした人口流出、それに伴う出生数の低下等が考えられ、今後、人口減少や少子高齢化が進むと、消費や購買力の低下並びに働き手の減少など地域社会へ深刻な影響を及ぼし、事業の規模縮小や最終的には廃業の危機に繋がっていくことが考えられる。

また、本市の平成 24 年「経済センサス活動調査」における産業 3 部門の事業所従事者数とその占める割合は、全体で 10,547 人、そのうち第 1 次産業 388 人、第 2 次産業 2,486 人、第 3 次産業 7,673 人となっており、第 3 次産業が全体の約 73%を占めている。平成 3 年「事業所・企業統計調査」と比較すると、調査方法に違いがあるため、単純な比較はできないが、第 1 次産業は△2.5%、第 2 次産業は△7.7%それぞれ減少しているが、第 3 次産業については、62.5%から 72.8%に増加しており、第 3 次産業中心の産業構造が強まっている。

本市の中小企業者等の実態として、施設や設備機器の老朽化が進み、修繕費や設備・機械の更新費用がかさみ、生産性や競争力の低下を招くと共に、新商品開発や新たなニーズへの対応ができていない。また、多くの事業者で新規求人に対する充足数が少なく、人材の確保ができていないことが課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 9 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農業、漁業及び観光産業を中核とするサービス業等、多岐にわたっており、多様な産業の発展を後押しするため、本計画の対象となる先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市は、農林水産業をはじめとする1次産業、建設業等の2次産業、観光産業を中核とした3次産業が離島も含め広域に点在していることから、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の全ての産業において生産性向上は重要であることから、全業種、全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組ではないこと。
- ・ 設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならないこと。
- ・ 公序良俗及び法令等に反する行為でないこと。
- ・ 申請者は、暴力団等の反社会的勢力でないこと又は暴力団等の反社会的勢力と密接な関係を有しないこと。
- ・ 労働関係法令等の違反者でないこと。
- ・ 市税の滞納がないこと。(本市で納税実績がない場合は主たる事業所等の所在地で市税の滞納がないこと。)
- ・ 平戸市景観条例及び関係法令を遵守し、平戸市の世界遺産構成資産及び周辺施設や自然環境、景観を阻害することがないこと。
- ・ 再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)発電設備については、発電電力を自らの生産・販売等の事業活動に供するために消費する設備に限り認定するものとし、観光資源である景観や自然環境の保全に配慮すること。